

行為の変更届出書

届出日を記入 → 平成 29 年 4 月 10 日 ←

(あて先) 八戸市長

届出者 住所
氏名 印

届出者は原則
建主とします

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

行為着手の
30日前ま
でに届出が
必要となり
ます。

記

1 当初の届出年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2 変更の内容

○面積の変更 (3,000㎡→2,800㎡)

3 変更の部分に係る行為の着手予定日 平成 29 年 5 月 10 日 ←

4 変更の部分に係る行為の完了予定日 平成 29 年 11 月 1 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(連絡先) 八戸市〇〇一丁目〇-〇

〇〇設計 担当：〇〇、電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇〇